

## 瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和元年11月19日(火)10時00分から11時00分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (10人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	田中	勝弘
	2番	碩	悟
	3番	岡野	正郎
	5番	元	克美
	6番	豊田	孝一郎
	7番	森山	和雄
	9番	川島	博
	10番	数原	菊美

4.欠席委員 (0人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第22号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第23号 農地法第4条の規定による意見決定について

第5 議案第24号 非農地証明について

第6 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第7 議案第25号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第8 報告第9号 農地の使用貸借の合意解約について

第9 報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第10 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

事務局長	中村	和仁
次長兼農地農政係長	松本	博和
主査	西田	大五郎

7.会議の概要

事務局長	<p>みなさん、おはようございます。定刻でございますので、第 11 回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いします。一同、礼、（おはようございます。）ご着席ください。</p> <p>堯会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
議長	挨拶
事務局長	<p>ありがとうございました。議事に入る前に、本日の出席の状況報告をいたします。最適化推進委員の大里さん、それから山元さんの 2 名が欠席するという報告を受けております。本日の農業委員の出席は 10 名でございますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第 6 条により本会の議長は、会長が務めるとなっておりますので、以降の進行につきましては、堯会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、進めて行きたいと思います。議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を致したいと思います。3 番岡野委員、5 番元委員を指名致したいと思います。宜しいでしょうか。</p> <p>【異議なし】の声が聞こえる。</p> <p>はい、そのように致します。</p> <p>日程第 2、会期は、本日一日限りと致します。</p> <p>日程第 3 議案第 22 号 1 「農地法第 3 条の規定による許可について」を議題とします。調査委委員が、碩委員と私（堯）となっておりますが、碩委員の方から調査説明をお願い致します。</p>
2 番委員	<p>おはようございます。報告します。11 月 11 日、私と堯委員それから事務局から西田さんで現地調査を行いました。議案第 22 号 1 「農地法第 3 条の規定による許可について」（土地の表示）瀬戸内町大字節子字語仁屋川 333 番、畑 142 m<sup>2</sup>、合計 1 筆 142 m<sup>2</sup>、対価は、ありません。（譲渡人）瀬戸内町大字〇〇〇〇番地〇「〇〇〇〇」、理由は贈与でございます。（譲受人）瀬戸内町大字〇〇〇〇番地〇、「〇〇〇〇」、理由、受贈。親子、母から子への贈与でございます。詳細は、お目通しをお願い致します。</p>
議長	<p>はい、調査説明が終わりました。これから、審議に入ります。皆さんから質疑ありませんか。</p> <p>【質疑無し】の声が聞こえる。</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結致します。議案第 22 号 1 を採決致したいと思います。議案第 22 号 1 は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数でございます。したがって、議案第 22 号 1 は、原案のとおり採決されました。</p> <p>続きまして、日程第 3 議案第 22 号 2 を議題と致します。調査員が同じく碩委員と私（堯）となっておりますが、碩委員の方からお願いします。</p>

2 番委員	<p>はい、報告します。同じく 11 月 11 日、私と堯委員それから事務局から西田さんと 3 人で現地調査を行いました。議案第 22 号 2「農地法第 3 条の規定による許可について」（土地の表示）瀬戸内町大字節子字半田 595 番、畑 1,633 m<sup>2</sup>、同じく打野 606 番、畑 1,788 m<sup>2</sup>、同じく山田 709 番、畑 688 m<sup>2</sup>合計 3 筆で 4,109 m<sup>2</sup>でございます。対価はございません。（譲渡人）〇〇〇市〇〇〇〇町〇〇番地〇、「〇〇〇〇」、理由、贈与。（譲受人）瀬戸内町大字〇〇〇〇番地〇、「〇〇〇〇」さん、理由、受贈でございます。関係は、弟から兄への贈与ということでございます。細部、お目通しをお願い致します。以上、報告を終わります。</p>
議長	<p>報告説明は、終わりました。これから、議案の審議に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>【質疑無し】の音が聞こえる。</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結致します。議案第 22 号 2 の採決を致します。議案第 22 号 2 については、原案どおり賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって、議案第 22 号 2 は、原案のとおり採決されました。</p> <p>日程 4 議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による意見決定について」を議題とします。調査員は、碩委員と私（堯）となっておりますが、また、碩委員の方から説明をお願いします。</p>
2 番委員	<p>はい、議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による意思決定について」でございます。これも同じく 11 月 11 日、私と堯委員それから事務局から西田さんとで現地調査を行いました。（土地の表示）瀬戸内町大字阿木名字塩田 177 番 3、畑 342 m<sup>2</sup>、合計 1 筆 342 m<sup>2</sup>であります。（申請人）瀬戸内町大字〇〇字〇〇〇〇番地、「〇〇〇〇」さん、（転用の目的）作業場、倉庫、駐車場（転用事由の詳細）でございますが、居住地に近い申請地に作業場、倉庫、駐車場が設置済みでございます。今回追認可申請を行うものであるというのであります。（転用の時期）にきましては、既に設置済みでありまして、（利用期間）は、許可日から永久でございます。これはですね、お父さんが、牛舎小屋を造っておりまして、約 80 年程たっていて、台風でやられて使い物にならない。その横に作業場と駐車場がありますが、平成 15 年くらいに作業場を造り直したが、農地法の許可等を知らずに建てたようです。そこで、行政書士の方へ相談したところ、農地転用の許可を取ったほうが良いとのこと、今回申請をしたようでございます。特に問題は無いと考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、調査説明は終わりました。これから、議案の質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>【質疑無し】の音が聞こえる。</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結致します。議案第 23 号の採決を</p>

議長	<p>致します。議案第 23 号については、原案どおり賛成の方は挙手願います。  <b>【全員挙手】</b>      挙手多数であります。したがって、議案第 22 号 2 は、原案のとおり採決されました。</p> <p>日程第 5 議案第 24 号 1 「非農地証明について」を議案とします。調査員は、山元推進委員、川島委員、数原委員となっておりますが、川島委員説明をお願いします。</p>
9 番委員	<p>議案第 24 号 1 「非農地証明について」の調査報告を致します。調査員が、私と数原委員、山元推進委員と事務局から 1 人です。</p> <p>(土地の表示) 瀬戸内町大字嘉入字里原 246 番 5、畑 148 m<sup>2</sup>、合計 1 筆で 148 m<sup>2</sup>、(願出人) 瀬戸内町大字〇〇〇番地〇、亡〇〇〇〇相続財産法人(相続財産管理人) 瀬戸内町大字〇〇〇〇番地〇「司法書士〇〇〇〇」、(登記名義人) 瀬戸内町大字〇〇〇〇番地〇「亡〇〇〇〇相続財産」、(非農地に至った理由並びに現在の管理状況) 申請地は、〇〇〇〇氏が農地法の許可を受けずに住宅を建てた後に死亡し、相続人不存在のため、上記相続財産管理人が管理している状況である。当該申請地を含め、周辺一帯も耕作は行われていない。また、周辺の道路も狭く農業機械等が使いづらいため、効率的な農作業は見込めない状況である。このような経緯から、現況地目に変更するための非農地証明申請はやむを得ないものと判断致します。見取り図等は下に記載されてあるとおりです。</p>
議長	<p>はい、調査説明は終わりました。これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p><b>【質疑無し】</b>の音が聞こえる。</p> <p>質疑がないようでございますので、これで質疑を終結致します。議案第 24 号 1 「非農地証明について」を採決致します。原案のとおり賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b>      挙手多数であります。したがって、議案第 24 号 1 は原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第 5 議案第 24 号 2 「非農地証明について」を議題と致します。調査委員が、岡野委員、田中委員、私(堯)となっておりますが、岡野委員の方から説明をお願い致します。</p>
3 番委員	<p>おはようございます。議案第 24 号 2 「非農地証明について」ご説明いたします。調査員が、堯委員、田中委員、私、そして事務方から西田さん 4 人で調査を致しました。</p> <p>(土地の表示) 瀬戸内町大字清水字野百川原 804 番口、畑 224 m<sup>2</sup>、次に瀬戸内町大字清水字野百川原 819 番、畑 228 m<sup>2</sup>、合計 2 筆 452 m<sup>2</sup>となっております。(願出人) 瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、「〇〇〇〇」氏、登記名義人が、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、「〇〇〇〇」氏、同人ですね。(非農地に至った理由並びに現在の管理状況) 申請地は願出人の高齢化による</p>

3 番委員	<p>労力不足で近年は耕作さておらず、雑木類が繁茂し、現在は森林化して、農地性を喪失している。このような経過から、現況地目に変更するため、非農地証明を申請するものである。以上です。</p>
議長	<p>はい、ただいま調査説明が終わりました。これから、議案の審議に入ります。質疑ありませんか。</p>
10 番委員	<p>年齢は、何歳ぐらいなんですか。</p>
3 番委員	<p>80歳くらい。たしか、83歳です。</p>
議長	<p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p><b>【質疑無し】</b>の声が聞こえる。</p> <p>質疑無いようですので、質疑を終結致します。議案第24号2「非農地証明について」を採決致します。議案第24号2は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p> <p>挙手多数であります。したがって、議案第24号2は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>日程第6報告第8号「農地法第18条第6項の規定による合意委解約について」を議題と致します。事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、資料の13ページをお願いします。この報告は、次の議案第25号の利用権設定に関連があるものなので、この報告を申し上げます。報告第8号「農地法第18条第6項の規定による合意委解約について」です。</p> <p>(土地の表示) 瀬戸内町大字篠川字上行721番1、畑1,196㎡、同じく字上行722番2畑307㎡、合計2筆の1,503㎡であります。(通知者) 賃貸人、〇〇〇市〇〇〇〇町〇〇「〇〇〇〇」氏、当時、利用権設定を結んだ「〇〇〇〇」、今は故人であります「〇〇〇〇」の代理人として署名しております。賃借人が、瀬戸内町大字〇〇〇〇「〇〇〇〇」氏、(賃貸借の内容) 基盤強化法による利用権(賃貸借)、(貸借期間) 平成28年10月1日～平成33年9月30日までの5年間、(合意解約の合意が成立した日)(合意による解約をした日) 共に令和元年10月9日、(農地引渡し時期) 令和元年10月31日まで、(届出の年月日) 令和元年10月9日、(返還する理由) 双方合意による解約です。新たな耕作者と利用権を設定しよとするため合意解約に至ったとのことです。以上です。</p>
議長	<p>はい、報告第8号は、報告で終わりたいと思います。</p> <p>日程7の議案第25号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議題と致します。事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の14ページから17ページでご説明いたします。それでは、議案第25号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」説明いたします。この利用権設定の公告日は、令和元年11月27日を予定しております。内容につきましては、畑5件で19筆です。貸し手が5人、借り手が3人(のべ5人)となっております。内容につきまして、16ページに計画総括として、記載してありますので、のちほど、ご覧頂きたいと思っております。</p>

事務局

それでは、個々にご説明いたします、17 ページをお願い致します。

整理番号 35 番、所在地が大字篠川字上行 721 番 1、地目「畑」です。面積が 1196 m<sup>2</sup>、同じく字上行 722 番 2、地目「畑」で、面積が 307 m<sup>2</sup>の 2 筆です。合計面積が 1,503 m<sup>2</sup>となっております。貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏です。これは果樹の生産拡大を図りたいということで、2 筆とも令和元年 12 月 1 日～令和 21 年 11 月 30 日までの 20 年間の賃貸借期間であります。借り賃が 10 アール当たり〇〇〇〇円で、支払方法は、貸し手に直接払いしたいとなっております。

次に、整理番号 36 番、所在地が大字於齊字セリ脇 1149 番、地目「畑」、面積が 247 m<sup>2</sup>、同じく字摺前 1211 番、地目「畑」、面積が 1071 m<sup>2</sup>、同じく字セリ脇 1475 番 3、地目「畑」、面積が 865 m<sup>2</sup>、3 筆の合計面積が 2,183 m<sup>2</sup>であります。貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏です。砂糖キビ生産の拡大を図りたいということで、3 筆とも令和元年 12 月 1 日～令和 11 年 11 月 30 日までの 10 年間の使用貸借期間を設定しております。

次に、整理番号 37 番、所在地が大字於齊字摺前 1218 番 2、地目「畑」、面積が 254 m<sup>2</sup>、同じく字摺前 1220 番、地目「畑」、面積が 175 m<sup>2</sup>、同じく字摺前 1222 番イ、地目「畑」、面積が 241 m<sup>2</sup>の 3 筆で、合計面積が 670 m<sup>2</sup>であります。3 筆とも貸し手が、「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏です。これも同様に砂糖キビの生産拡大を図るということで、令和元年 12 月 1 日～令和 11 年 11 月 30 日までの 10 年間の使用貸借期間を設定しております。

次に、整理番号 38 号、所在地大字於齊字セリ勝 1539 番 1、地目「畑」、面積が 962 m<sup>2</sup>、貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏です。同様に砂糖キビの生産拡大を図るということで、令和元年 12 月 1 日～令和 11 年 11 月 30 日までの 10 年間の使用貸借期間を設定してございます。

次に、整理番号 39 番、所在地大字阿室釜字小勝 28 番 1、面積が 1,065 m<sup>2</sup>、同じく字小勝 28 番 2、面積が 961 m<sup>2</sup>、同じく字小勝 28 番 3、面積が 182 m<sup>2</sup>、3 筆とも地目「畑」で、合計面積が 2,208 m<sup>2</sup>であります。同じく字小勝 29 番 1、面積が 179 m<sup>2</sup>、同じく 29 番 2、面積が 154 m<sup>2</sup>、同じく 29 番 3、面積が 108 m<sup>2</sup>、同じく 29 番 4、面積が 104 m<sup>2</sup>、4 筆も地目「畑」で、合計面積が、545 m<sup>2</sup>であります。同じく字小勝 40 番 1、面積が 815 m<sup>2</sup>、同じく 40 番 2、面積が 126 m<sup>2</sup>、同じく 40 番 3、面積が 118 m<sup>2</sup>、3 筆とも地目「畑」で、合計面積が 1,059 m<sup>2</sup>であります。字小勝の 10 筆の合計面積は 3,812 m<sup>2</sup>で、10 筆とも貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏です。これは砂糖キビの生産拡大を図って行きたいということで、令和元年 12 月 1 日～令和 11 年 11 月 30 日までの 10 年間の賃貸借期間です。賃料 10 アール当たり〇〇〇〇円で、支払方法は貸し手への口座振り込みとなっております。以上、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えます。

事務局	ご審議くださるよう、お願いいたします。
議長	<p>はい、議案の説明が終わりました。これから、議案の審議に入りたいと思います。質疑ございませんか。</p> <p>【質疑無し】の音が聞こえる。</p> <p>質疑無いようですので、質疑を終結致します。これから、議案第 25 号を採決致します。議案第 25 号については、原案のとおり賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって、議案第 25 号は、原案どおり決定されました。</p>
	<p>日程 8 報告第 9 号「農地の使用貸借期間の合意解約について」を報告致します。事務局の方からお願いします。</p>
事務局	<p>はい、資料の 18 ページをお願い致します。報告第 9 号「農地の使用貸借期間の合意解約について」（土地の表示）瀬戸内町大字阿木名字山田原 1326 番 2、畑 740 m<sup>2</sup>、1 筆であります。（通知者）貸人、瀬戸内町大字〇〇〇番地〇「〇〇〇〇」氏、借人、大字〇〇〇〇番地〇「〇〇〇〇」氏であります。使用貸借契約の内容ですが、農地法による使用貸借権です。その貸借期間は、平成 17 年 1 月 24 日～平成 37 年 1 月 23 日までの 20 年間であります。（合意解約の合意が成立した日）（合意による解約をした日）共に令和元年 10 月 11 日（農地の引渡しの時期）令和元年 12 月 31 日、（届出に年月日）令和元年 10 月 23 日でした。（返還する理由）双方合意による解約です。これも、新たな耕作者と利用権を設定しようとするためとのことでした。以上です。</p>
議長	<p>続いて、10 号の報告もお願いします。</p>
事務局	<p>はい、資料の 19 ページをお願いします。報告第 10 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。（土地の表示）瀬戸内町大字押角字ダガンマ原 709 番 2、畑 444 m<sup>2</sup> 1 筆です。（権利を取得した者）〇〇〇〇市〇〇〇一丁目〇番〇一〇号、「〇〇〇〇」氏、（権利を取得した日）平成 22 年 4 月 4 日、（権利を取得した理由）相続であります。（取得した権利の種類及び内容）種類は、所有権。内容は、耕作していない。（農業委員会によるあっせん等の希望の有無）希望しないということです。（届出の年月日）令和元年 10 月 29 日です。この農地については、もうすでに原野のような状態でありました。また、非農地の判断をしている場所ですので、非農地通知書を出したところです。以下です。</p>
議長	<p>はい、報告第 9 号、第 10 号は、報告で終わりたいと思います。日程 10 これから、引き続き協議会に移りたいと思います。事務局の方からお願いします。</p>
事務局	<p>協議会</p> <p>(1) 行事予定について</p> <p>(2) その他</p>

議長	以上をもちまして、第 11 回農業委員会総会を終了致します。
事務局長	ご起立ください。一同 礼 お疲れ様でした。

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和元年 1 1 月 1 9 日

署名委員

署名委員